

令和3年度第1回平塚市入札監視委員会 会議録

開催日時	令和3年9月7日(火)
開催場所	書面開催
委員	中込 光一 委員長、梶田 佳孝 委員、大谷 孝徳 委員、柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、道路整備課、病院総務課

議題1 入札・契約手続きの運用状況報告

質問なし

議題2 抽出案件の審議

委員からの質問及び事務局回答一覧

(1) 総合浸水対策整備工事その11(豊田地内)

抽出理由：1者の入札で落札率が99.11%であり、競争性を確認したいため。

	質問	質問に対する事務局からの回答
1	令和2年12月15日の公告時において疑義申立て期間中に確認申出があり、違算が判明し、その調査結果内容は、警備員52人で計上していたが、48人と記載し、入札金額に差異が生じたため、予定価格2,009万円が1,999万円になったというも	違算が判明したのは警備員の計上差異のみである。令和3年2月1日公告時は、令和2年12月15日公告時に設計書を公開していることを踏まえ、設計変更し再度積算を行っているため、令和3年12月15日公告時と予定価格が異なっている。

	のである。一方、令和3年2月1日に再公告された際は、予定価格は2,018万円となっている。このことから、調査結果の内容が警備員の計上差異だけであったのか確認したい。	
2	令和2年12月15日公告時において、入札をした業者が、令和3年2月1日公告時においても入札しており、当初よりも予定価格に近い金額になっている。疑義申立期間中に希望者には設計書を公表しているが、この時に予定価格等の情報は漏れたりしないのか。令和2年12月15日公告時の違算の内容が警備員の計上差異に対して、入札をした業者の入札価格が何故本来の予定価格に近づいたのか、違和感がある。	令和2年12月15日公告時の疑義申立て期間中に金入りの設計書を公開しているため、それを確認した業者は設計書から予定価格を算出することが可能である。当該業者はこの情報をもとに改めて積算を行った可能性がある。しかし、担当課もそれを踏まえ、令和3年2月1日公告時には設計変更を行い、再度積算し直しているため、令和3年2月1日公告の予定価格が漏れてしまうことはない。
3	再公告された際の総合浸水対策整備工事その11（豊田地内）参加資格認定に関する説明文書を確認したい。	入札案件概要書及び入札案件一覧において公告時に明示している。

(2) 橋りょう耐震工事（東海架道橋）

抽出理由：落札率が99.27%と高く、辞退者も9者と多く、競争性を確認したいため。

	質問	質問に対する事務局からの回答
1	入札案件概要書のその他(2)において「同日抽選案件の受	受注数制限については、受注機会を確保する観点から、抽選の対象

	<p>注数制限について」(平塚市ホームページの契約検査課トップページ掲載)を参照してくださいとの記載があった。このホームページを拝見したところ「同日抽選案件の受注数制限の試行について」とあり、平成28年度から試行しているようだが、試行期間は何年間実施予定か。すでに5年程経過していると思うが、特段問題ないのであれば制度化しても良いと思う。</p>	<p>となりやすい業種を対象としており、対象工種として適当かどうか等を継続的に検討しながら実施する必要がある。現時点では制度化する考えはないが、今後課内で検討していきたい。</p>
2	<p>9者の辞退の理由はわからないのか。同時期に多くの入札があったため、辞退が多かったのか。</p>	<p>この案件の公告時は発注案件が27件あった。はっきりした理由はわからないが、工事案件だけでも15件あったため、業者としては、見込みのある案件は全て参加申請をし、入札時にどの案件を優先するか選んで入札を行った可能性がある。また、年度末ということもあり、どの業者も手持ち工事を抱えていて、新たな工事に人員を充てる余裕がなかった可能性等も考えられる。</p>
3	<p>1者が予定価格通りで、1者が予定価格より6万円減で落札している。競争性が確保されていると考えているか。</p>	<p>土木工事は単価を公表しているのので、計算をすれば市の設計金額がわかるようになっている。一般的に土木工事においては入札金額が並ぶことが多く、くじ引きで業者が決定することが多い傾向にある。この案件については結果として入札を行ったのは2者だが、参加可能業者は46者おり、競争性は確保されているものと考えている。</p>

(3) 橋りょう耐震補強設計委託その2

抽出理由：最低制限価格以下で失格となった業者の多くが、入札額が同額であり、最低制限価格の設定が妥当であったのかを確認したいため。

	質問	質問に対する事務局からの回答
1	本件とは関係ないが、これまで事後審査制において、参加資格のない団体が入札に参加したことなどはあるか。	入札参加したことはある。入札参加資格不適合となる具体的な事例としては、添付されている資料から求められている資格や実績が確認できないといったものがある。
2	8者が616万、7者が落札金額と同額であるということは、予定価格の積算の基礎となる数字の取り方が2通りに分かれていたと考えられる。どこが違っていたと考えられるか。予定価格の基礎となっているものを説明してほしい。	この案件は令和3年3月1日付けで公告を行っているが、追って令和3年3月1日付けで単価改正が行われた旨、県から通知が届いた。そのため、担当課はこれを受けて、改正後の単価で積算をし直し、公告後の質問回答期間において、設計図書の差し替えを行っている。今回、入札金額が大きく2つに分かれたことについて、担当課で検証を行ったところ、改正前の単価で積算すると616万円、改正後の単価で積算すると629万6千円になることがわかった。このため、質問回答時に設計図書の差し替えが行われたことを確認したかどうかが入札額を分けた要因ではないかと考えられる。

(4) 市民病院本館X線撮影室等改修工事(実施設計業務)

抽出理由：業者を入れ替えて、新たな入札が行えなかったのかなど不落随契となった経緯を確認したいため。

	質問	質問に対する事務局からの回答
1	随意契約が必要な理由に「市民病院本館X線撮影室等改修工事(基本設計業務)の受注者からは既に随意契約を行わない意思を確認」とある。この受注者が随意契約を行わなかった理由は何か?価格面だとすると、今回見積り合わせをしているが、予定価格が適正なのかということも考えられる。	基本設計業務を請け負った業者が実施設計業務を随意契約し、引き続き行うのが通常の流れとなるため、担当課は、基本設計業務の予定価格を算出する際に実施設計業務についても併せて見積りをもらい、予算を確保していた。しかし、実際に基本設計業務を行った業者と業務条件について折り合いがつかず、改めて予算の範囲内で受注できる業者を探すことになった。
2	株式会社システム環境研究所に調査依頼をした結果、名前が挙がったのが、佐野建築研究所のみであったのかについて、確認したい。	佐野建築研究所のみである。
3	基本設計業務と実施設計業務とを分離する理由は何か。また、昨年度基本設計業務を業務委託した際は、競争入札であったか。	基本設計業務は発注者の要望を聞き、大まかな仕様を決める設計を行い、建築物がどのようなものになるか発注者とイメージを共有することを目的とした業務であり、実施設計業務は基本設計業務を基に施工業者がスムーズに工事を行うことができるよう詳細な設計を行う業務である。基本設計業務と実施設計業務は一括して発注する場合もあるが、今回の案件については、基本設計業務で示されたイメージをもとに実際に実施設計業務に移行できるのか、病院内部の意思決定に時間を要することが予想されることから分離発注としている。

		なお、基本設計業務は一般競争入札により発注されている。
--	--	-----------------------------

以上